

# 1、契約方式 (法人契約 借上物件 全保連)

※法人契約にて全保連付帯の場合は、「代表取締役の方」が連帯保証人となります。

## 全保連 (法人様)

- ①初回保証料：家賃総額の**40%**
- ②連帯保証人：必要 (代表取締役の方)
- ③年間保証委託料：**1万円/1年**  
 ※店舗事務所の場合月額賃料の100% (毎年10% 下限10,000円)
- ④口座振替の利用：**必須。**
- ⑤引落手数料：220円(税込)毎月

その他：※借主様の遅延により全保連立替が行われた際、  
1回毎に2,970円(税込)の手数料請求あり。

# 2、申込み(部屋止め)

- ①専用入居申込書 ②会社概要(商業登記簿) ③保証会社書類
- ④身分証明書 (運転免許証 or 健康保険証)

上記4点をFAX下さい。

★空白箇所が多いもの、4点全てが揃っていないものについては受付不可となります。

★お申込みから3日以内に審査に入れない場合は、例外(法人稟議等)を除きお断りなくオープンとさせていただきます。

★入居審査通過後 1週間経過及び契約開始直前のキャンセルについては、キャンセル手数料を申し受けます。

### 3、初期費用

※安心サポート(24時間対応)代 etc. は必要御座いません。

利用会社	全保連	
保証プラン	初回 / 月額家賃総額の40% 毎年10,000円	
鍵交換手数料	22,000円 (税込み)	
火災保険  クレジット・口座振替 コンビニ払いからの選択	25㎡未満	20,000円
	25㎡～30㎡未満	22,000円
	30㎡～50㎡未満	24,000円
	50㎡以上	26,000円
消臭・除菌代 (税込)	1R・1K	11,000円
	1DK・1LDK	16,500円
	2DK・2LDK	22,000円
	3DK・3LDK	27,500円
	4DK・4LDK	33,000円

### 4、特約他

- ①貸主：借上物件は生和不動産保証(転貸により) ※一般物件は所有者
- ②契約期間：2年間(更新料〇万円/2年 ※物件毎に異なります。空室一覧を参照下さい。)
- ③短期解約違約金：12ヶ月未満の解約は1ヶ月。
- ④解約予告：1ヶ月前予告+退去月は月割り計算。
- ⑤特約
  - 1.賃借人は退去時の原状回復費用負担について、以下の費用を負担するものとする。
    - ①賃借人の故意・過失による汚損・破損または紛失等による修繕、原状回復費用及び取替え費用
    - ②通常使用以外(喫煙時等)のクロス・襖・床材等のクリーニング又は取替えにかかる費用
    - ③退去時清掃費用 **※通常㎡1,100円(税込) 但し、喫煙時及びペット可物件のペット飼育時は㎡1,760円(税込)**
  - 2.月額賃料について当社指定の保証会社の保証委託制度を利用して支払うこととする。  
及びそれに要する手数料は借主が負担するものとする。

# 部屋止め時 要返信

書式No.不0401

## 【 入 居 申 込 書 ( 法 人 ) 】

右記の記入要項に同意し、次の通り入居の申込を致します。尚、記載内容は全て事実と相違ありません。

(申込書は2ページとも必ずお送りください。)

		申込日		西暦 20 年 月 日						
物件名		号 室		駐 車 場						
所在地		〒 -		入居希望日 月 日						
申 込 条 件	敷 金	法人・個人	ヶ月	礼 金	法人・個人	ヶ月	更 新 料	法人・個人	ヶ月	
	保証委託料	法人・個人	円	鍵交換代	法人・個人	円	除菌消臭費用	法人・個人	円	
	賃 料	法人・個人	円	共 益 費	法人・個人	円	駐 車 料	法人・個人	円	
	自治会費	法人・個人	円	水 道 代	法人・個人	円	駐 輪 場	法人・個人	円	
	その他 ( )	法人・個人	円	CATV代	法人・個人	円	駐輪ステッカー	法人・個人	円	
※申込条件は漏れなく記入をお願いいたします。また負担区分『法人・個人』の別に必ず○を付けてください。 なお、負担区分『個人』の場合、別途口座振替手数料等を負担頂く場合があります。										
火災保険		法人包括(加入証明書をご提出ください)・弊社指定(法人負担・個人負担)						物件番号		
契約書		日管協雛型使用希望 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (社宅代行サービス事業者協議会会員企業のみ対応) 指定覚書締結 <input type="checkbox"/> あり (締結必須 <input type="checkbox"/> 締結優先) <input type="checkbox"/> なし								
備考										
※次項『ご記入要項とご注意』欄の、『申込者』欄へは借主法人様または代行会社様が署(記)名・押印ください。										
借 主	フリガナ					フリガナ				
	企業名					代表者名				
	所在地	〒 -				電話番号	( ) -			
						FAX番号	( ) -			
	資本金	円	年 商	円	業 種		従業員数	人		
	入居理由	入社・転勤・結婚・その他( )				設 立	年 月	非上場・上場		
	担当部署	部		課		ご担当者様	直通電話番号		- -	
	部		課		メールアドレス	@				
契約形態	<input type="checkbox"/> 通常契約 <input type="checkbox"/> 代理契約 <input type="checkbox"/> 転貸を目的とした契約 (転貸先企業名: )									
社 宅 代 行	企業名					電話番号	( ) -			
	所在地	〒 -				FAX番号	( ) -			
	担当部署			ご担当者様		賃料等の送金、更新、問合せ先		社宅代行・借主		
□ 連 帯 保 証 人 / □ 主 入 居 者	フリガナ			性別	続柄	生年月日	西暦	年 月 日		
	氏 名			男・女		(年齢)	(満 歳)			
	現 住 所	〒 -				自宅電話	( ) -			
						携帯電話	( ) -			
		①賃貸 ②所有(自己・家族) ③社宅・寮 ④( )				所属・役職		年 収	税 込 年 収	
勤務先名称					勤続年数	年 月	ヶ 月	万		
新勤務地	〒 -				勤務先電話	( ) -				
					勤務先携帯	( ) -				

→ 赤枠内記入

# 部屋止め時 要返信

書式No. 0401

入居人数	計 ( ) 人	続柄	性別	生年月日(西暦)	勤務先・学校名	携帯電話番号
フリガナ			男・女	年 月 日		( ) -
氏名						
フリガナ			男・女	年 月 日		( ) -
氏名						
フリガナ			男・女	年 月 日		( ) -
氏名						
フリガナ			男・女	年 月 日		( ) -
氏名						

→ 赤枠内記入

( ) 記入要項と( ) 注意

下記内容に同意のうえ、本書にて入居の申込をいたします。

- 受付は、お申込企業のご入居予定者様、ご担当者様等において、太枠欄内すべてをご記入の上、送信ください。FAXにて到着順としますが、記入漏れが多いと受付できません。ご入居予定者様の本人確認書類、及び保証会社の申込書(上場企業様、大手企業様、指定社宅代行企業様利用分は除く)も同時にご提出いただきます。申込日を含めて3日以内に全て記入されない、又は審査に必要な書類等が揃わない場合は基本的にキャンセル扱いとさせていただきます。
- 連帯保証人様へは、連帯保証意思確認の連絡を行う場合がございますので、事前に承諾を得ておいてください。なお、連帯保証人様の極度額(連帯保証人様として負担する可能性がある最大の金額)は契約時の月額賃料(共益費等含む)2ヶ月相当分となります。
- お申込につきましては当社所定の審査がございます。お申込内容によりご希望にそわない場合や条件の一部変更をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。また審査の可否理由はお答えできません。
- 下記の場合はご入居(契約)できません。  
①記載内容不備や誤りがある場合、②入居者欄に記載がない場合、③下記必要書類(公的書類は発行日から3ヶ月以内のもの)が揃わない場合
- 下記の場合は入居希望日にご入居またはご契約いただけません。  
①新築、改装中の物件へのお申込の場合、②空予定物件へのお申込の場合(現入居者の退居状況による)
- 万一貸主都合でご入居(契約)できない場合において異議申し立てはできません。
- 本書は審査結果に関わらずご返却はできません。
- 「宅地建物取引業法35条」に基づき、重要事項説明を受けられる場合は、必ず仲介業者様より同条第1項第1号の本物件の「登記事項」の説明を受けてください。
- お申込に際し、設備管理上の理由からインターネット調査票の提出が必須となります。
- 【個人情報の取り扱いについて】  
本入居申込書で取得したお客様の個人情報は、不動産物件の入居・使用申込の結果等の連絡、建物賃貸借及び駐車場使用の契約・連帯保証契約等の締結及び履行、契約後の管理・アフターサービスなどの実施、入金・支払等の経理管理及びこれらに付帯・関連する業務のために生和グループ及び提携業者等にて利用させていただきます。
- 【個人情報の保護に関する明示・同意】  
私は私の個人情報を貴社へ提出するに当たって、貴社の個人情報の取り扱いについて、本入居申込書への記入前に上記の通り明示を受け、その内容を理解しました。そのうえで、貴社に対し、貴社が上記の記載に従って私の個人情報を第三者へ提供することについて、あらかじめ同意します。
- 賃貸借契約が成立した時は、仲介手数料として賃料の\_\_\_\_\_ヶ月分並びに別途消費税及び地方消費税相当額を仲介業者へ支払います。
- 下記の費用が借主に対して請求されることについて、あらかじめ同意します。  
ルームクリーニング費用(原則退去時)

	金額
通常時	1,000円/㎡(税別)
喫煙時・ペット飼育時	1,600円/㎡(税別)

除菌・消臭費用(契約時)

間取り	金額
1R/1K	10,000円(税別)
1DK/1LDK/SLDK等	15,000円(税別)
2DK/2LDK/1SLDK等	20,000円(税別)
3DK/3LDK/2SLDK等	25,000円(税別)
以後1室(S等含む)毎に	+5,000円(税別)

例) 29.47㎡ × 1,000 = 29,470円(税別) (2022年6月現在、九州エリア)

※経済事情(物価・賃金)の変動に合わせ、上記の金額は改定されることがございます。

西暦 年 月 日

申込者 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

必要書類	企業様	<input type="checkbox"/> 商業登記簿謄本(発行より3ヶ月以内のもの)
	上場企業様、社宅代行利用企業様	<input type="checkbox"/> 会社概要
	主入居者様	<input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し

申込書は全ての項目をご記入ください。申込書の記入状況によってはお部屋止めできない場合がありますので、ご不明な点は必ず弊社までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

仲介業者様	会社名	責任者	担当者
	支店名		
	TEL		
	FAX		

<以下弊社使用欄>

契約始期日	月 日	駐車場	台	駐輪場	台	バイク置場	台	備考:ステッカー(有・無)
賃料発生日	月 日	ルームクリーニング	前払い請求	広告等	反響媒体			
決済期日	月 日	ヶ月分						
自治会費( 月~)	ヶ月分請求	車庫証明(要・不要)	ペット					



個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意書及び貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

個人情報及び法人情報の取得・管理・利用に関する同意事項

貸借保証委託契約(以下「委託契約」といいます。))に係る貸借保証委託契約(以下「保証契約」といいます。))の申込者(委託契約に係る連帯保証人予定者を含みます。また、委託契約への申込後、委託契約締結に至った者及びその連帯保証人も含みます。以下、これらの者を併せて「申込者」といいます。))は、全保連株式会社(以下「当社」といいます。))が、本条項に従い、申込者の個人情報及び法人情報を取り扱うことに同意します。

第1条(個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの等を含みます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの等も個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び年収等の入居申込書兼保証委託申込書(以下「申込書」といいます。))に相当する書式を含みます。、委託契約書兼保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます。))
- ②委託契約に関する情報(賃貸物件の名称・所在地、賃料、口座情報、契約の種類、契約日、保証開始日、保証額等を含みます。))
- ③委託契約に関する賃料支払状況等の取引情報
- ④運転免許証、パスポート及び在留カード等に記載された本人確認のための情報
- ⑤個人の肖像又は音声、磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等に公開されている情報

第2条(法人情報)

法人情報とは、以下の法人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる法人名・代表者名・所在地、電話番号その他の記述等により特定の法人を識別することができるもの等を含みます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の法人を識別することができるもの等も法人情報に含まれます。

- ①法人名、代表者名、所在地、電話番号、FAX番号、設立年月日、資本金、年商、従業員等、事業内容等の、申込書、委託契約書兼保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含みます。))
- ②法人に係る前条第2号及び第3号に定める情報
- ③登記事項証明書等に記載された法人確認のための情報
- ④法人に係る前条第6号に定める情報

第3条(関連する個人情報)

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第4条(個人情報の利用目的)

当社が申込者から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりです。本条項に別段の定めがある場合のほか、利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①委託契約及び保証契約の締結可否の判断のため。
- ②委託契約及び保証契約の締結及び履行のため。
- ③委託契約に基づく求償権の行使のため。
- ④当社のサービスの紹介のため。
- ⑤当社のサービスの品質向上のため。
- ⑥委託契約もしくは保証契約の付帯商品提供のため。
- ⑦ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
- ⑧貸借人及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため。
- ⑨貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。

第5条(個人情報の第三者への提供)

(1)当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者本人の同意を得ず個人情報等を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づき個人情報を提供すること。
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることが困難であるとき。

④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2)申込者は、当社が申込者の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

- ①第4条記載の利用目的の達成のために、連帯保証人予定者、貸借人、連帯保証人、賃貸物件の所有者、賃借人、管理会社、仲介会社、調査会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者の関係者、委託契約もしくは保証契約の付帯商品の提供会社に対し提供すること。
- ②当社が申込者に対して有する債権を譲渡又は担保に供する場合、譲渡先又は担保権者に対し取り扱に必要な項目を電送等により提供すること。
- ③その他申込者が第三者に不利益を及ぼす当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第6条(第三者の範囲)

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- ①当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います。))
- ②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第7条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等)

(1)申込者は、当社が個人情報を当社の加盟する以下の家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」とい

ます。))に提供することに同意します。

- 加盟家賃債務保証情報取扱機関  
名称：一般社団法人 全国賃貸保証業協会(略称 LICC)  
住所：〒105-0004 東京都港区新橋5丁目22番6号  
ビル：グランル BLDG2 四階A

電話番号：0570-086-110  
URL：http://jppg.or.jp/

(2)申込者は、当社が申込者等との委託契約締結可否の判断及び委託契約又は保証契約の履行・求償権の行使のために、加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社が当該情報を利用することに同意します。

(3)申込者は、以下の表に定める個人情報加盟家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により申込者との契約締結可否の判断及び契約の履行・求償権の行使のために利用されることに同意します。

	登録情報	登録期間
1	氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報	下記の3又は4のいずれかの登録情報が登録されている期間
2	賃貸物件の名称、住所等賃貸物件を特定するための情報	
3	委託契約又は保証契約の申込をした事実	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6か月間
4	当社の貸借人に対する支払い状況、求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報	契約期間中及び契約終了後債務が消滅してから5年間

(4)申込者は、賃貸人が貸借人等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合にこれにかかる情報を、貸借人が当社に対し、当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。

(5)原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録される個人情報を開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第8条(信用情報機関への登録・利用等)

(1)申込者は、当社が第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報を当社の加盟する以下の信用情報機関(以下「加盟先機関」といいます。))に提供することに同意します。

■加盟先機関

- 名称：株式会社 日本信用情報機構(略称 JICC)  
電話番号：0570-055-955  
URL：https://www.jicc.co.jp

(2)当社が加盟先機関及び加盟先機関と提携する以下の信用情報機関(以下「提携先機関」といいます。))に対して、申込者について照会をかけた際、加盟先機関及び提携先機関に申込者の第1条、第2条に該当する個人情報及び法人情報、申込者に対する金融機関からの貸付け情報(以下、「貸付け情報」といいます。))その他の情報(加盟先機関及び提携先機関の他の加盟会員と申込者との間で締結されている金銭消費貸借契約等に係る入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞・延滞解消、債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等の情報を含みます。))が登録されている場合、当社は、これらの情報の提供を受け、提供を受けたこれらの情報を、第4条の利用目的の定めに関わらず、申込者と当社との間で委託契約を締結することの可否を審査する前提となる申込者の返済又は支払能力を調査・判断する目的にのみ利用します。

■提携先機関

- 名称：全国銀行個人信用情報センター  
電話番号：03-3214-5020  
URL：https://www.zenkinyo.or.jp/pcic/
- 名称：株式会社 シー・アイ・シー(略称 CIC)  
電話番号：0120-810-414  
URL：https://www.cic.co.jp/

(3)①第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報のうち、保証額についての情報は貸借申込物件の賃料等1か月分に相当する額とします。また、当社が前項の照会をかけた場合の申込者の申込日及び申込金種別等の情報(以下「申込情報」といいます。))は、加盟先機関に登録され、この登録期間中、当社が加盟先機関に照会した日から6か月以内です。

②第1項で当社が提供する個人情報及び法人情報、加盟先機関に登録される期間は以下の通りです。

ア 申込者を特定するための情報(申込者が個人の場合：氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先名称、勤務先電話番号等。申込者が法人の場合：法人名、代表者名、所在地、電話番号、設立年月日等)

契約内容(第1条2号の情報のうち、契約の種類、契約日、保証額、賃貸物件の名称、所在地等)・返済状況(第1条3号の情報のうち、入金日、入金予定日、完済日等)・取引事実(第1条3号の情報のうち、保証履行日、保証額行日等)・債権譲渡の事実に関する情報のいずれかが登録されている期間

イ 契約内容・返済状況・取引事実に関する情報  
委託契約継続中及び終了後5年以内  
ウ 債権譲渡の事実に関する情報  
当該事実の発生日から1年以内

③加盟先機関は、当社が第1項で提供した個人情報及び法人情報並びに第1号の申込情報を、加盟先機関に登録している他の加盟会員及び提携先機関に登録して他の加盟会員に提供します。これら加盟会員は、当該個人情報及び法人情報並びに申込情報を、申込者の返済又は支払能力を調査する目的にのみ利用します。

④申込者は、加盟先機関に登録される個人情報及び法人情報に係る開示請求または訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

に係る開示請求または当該個人情報・法人情報及び貸付け情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第9条(個人情報の当社への提供)

申込者は、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、貸借人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者の関係者、申込者の個人情報等を、第4条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第10条(個人情報の開示・訂正等・利用停止等)

(1)当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者本人が識別される個人情報の開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。ただし、開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部を開示することはありません。

- ①申込者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③法令に違反することとなる場合。

(2)当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正・追加又は削除(以下「訂正等」といいます。))します。

(3)当社は、申込者本人から当該本人が識別される個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」といいます。))の請求を受けた場合は、これに応じます。また、措置を講じた後は、遅滞なくその旨を本人に通知します。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、利用停止等は行いません。

- ①申込者本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ②当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③法令に違反することとなる場合。

第11条(個人情報の正確性)

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、委託契約又は保証契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報と最新かつ最新であることについては、申込者が責任を負うものとします。

第12条(必要情報の提出)

申込者は、委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報を提出することに同意します。

第13条(本条項不同意の場合の措置)

申込者が、委託契約及び保証契約において必要な記載事項(申込書、委託契約書及び保証契約書表面に記載すべき事項)の記載を希望されない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合には、当社は委託契約及び保証契約の締結をお断りする場合があります。ただし、第4条③に同意しない場合は、これを理由に当社が委託契約及び保証契約を拒否することはありません。

第14条(審査結果)

当社は、委託契約及び保証契約申込についての審査結果を貸借人、管理会社又は仲介会社へ通知します。なお審査結果は審査時点のものであり、契約時点で申込者に著しい信用状況の悪化や、申込内容の変更等がある場合には契約できない場合があります。又、当社による審査により、委託契約及び保証契約が承諾されない結果となった場合であっても、審査内容及び審査の理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び法人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除しません。

第15条(個人情報の管理)

(1)当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

(2)当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第16条(個人情報及び法人情報取り扱い業務の外部委託)  
当社は、個人情報及び法人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第17条(統計データの利用)

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何卒の制限なく利用することができるとします。

第18条(本条項の改定)

当社は、法令等の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

第19条(個人情報保護管理者)

全保連株式会社 個人情報保護管理者 コーポレート本部長  
第20条(問合せ窓口)  
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談等はお問合せにつきましては当社ホームページ(https://www.zenhoren.jp)を参照いただくか、以下の問合せ窓口までご連絡ください。なお、手続に際しては、当社所定の手数料を要します。

住所：東京都新宿区西新宿1-24-1  
担当部署：全保連株式会社 コンプライアンス統括部  
電話番号：03-6327-5843  
受付時間：土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00～18:00

第21条(適用除外)

申込者が法人の場合、第7条は適用外とします。

第22条(特記事項)

当社の契約締結業務の都合上、申込者が、当社との間で委託契約(申込者が連帯保証人予定者の場合には、当社との間で委託契約に係る連帯保証契約)を締結するに際して、当社に対し、本条項とは別の個人情報の取り扱いに関する同意書(以下「別同意書」といいます。))を提出することとなる場合において、本条項と別同意書の規定内容が異なる場合には、申込者は、本条項の規定が優先的に適用されることについて同意します。

申込者は、運転免許証、パスポート及び在留カード等の本人確認情報並びに当社との信判断に必要な情報を提出することにも当社が信用判断及び委託契約の締結、管理等に際し上記条項に従って当該個人情報・法人情報の取扱いを行うこと及び裏面記載の「貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」の内容をいずれも確認し、承諾の上、申込を行います。

同意日	同意した日をご記入ください	20 年 月 日	申込者署名欄 ※法人申込の場合、 法人名と代表者氏名	申込者ご本人が署名してください
	同意した日をご記入ください	20 年 月 日	連帯保証人予定者	連帯保証人予定者ご本人が署名してください

→ 赤枠内記入

## 部屋止め時 要返信

※引落口座が法人名義以外の場合のみ

### 預金口座利用に関する承諾書

全保連株式会社御中

私は、20 年 月 日を保証開始日とする全保連株式会社と賃借人との間で締結した賃貸借保証委託契約において、賃借人が利用する全保連口座振替サービスの中で定めた以下の確認事項を理解したうえで、私が口座名義人となる預金口座を引落とし指定口座として利用することを承諾します。

#### 確認事項

1、口座振替が行われる費目は以下の二点であること

・賃料等

家賃、共益費 / 管理費、駐車場料金、水道料 / 町（区）費、その他毎月の家賃と共に支払われる費用

・口座振替サービス利用料

2、理由の如何を問わず、当該費用の再振替手続きは行わないこと

20 年 月 日

【口座名義人】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

※上記内容をご確認の上、引落口座の名義人がご署名ご捺印ください。

→ 赤枠内記入

【 入 居 申 込 書 ( 法 人 ) 】

右記の記入要項に同意し、次の通り入居の申込を致します。尚、記載内容は全て事実と相違ありません。

(申込書は2ページとも必ずお送りください。)

申込日 西暦 20 年 月 日

物件名、所在地、敷金、保証委託料、賃料、自治会費、その他 ( ) などの入力欄。青破線内には「青破線内は仲介業者様にてご記入ください。負担区分(法人・個人)、火災保険、特約等 ★原則保証会社加入(上場企業等除く)」と記載されています。

※申込条件は漏れなく記入をお願いいたします。また負担区分『法人・個人』の別に必ず○を付けてください。なお、負担区分『個人』の場合、別途口座振替手数料等を負担頂く場合があります。

火災保険、契約書、備考などの入力欄。契約書には「日管協難型使用希望」や「指定覚書締結」などの項目があります。

※次項『ご記入要項とご注意』欄の、『申込者』欄へは借主法人様または代行会社様が署(記)名・押印ください。

借主欄。フリガナ、企業名、所在地、資本金、入居理由、担当部署、契約形態 ( ) などの入力欄。赤い吹き出しには「契約書の借主欄に記載される企業名、所在地でご記入ください。社宅代行会社様で転貸借契約を行う場合はこちらに、契約代理人等の場合は社宅代行会社欄にご記入ください。」と記載されています。

社宅代行欄。企業名、所在地、担当部署、ご担当者様、賃料等の送金、更新、問合せ先、社宅代行・借主などの入力欄。

連帯保証人欄。フリガナ、氏名、現住所、勤務先名称、新勤務地 ( ) などの入力欄。赤い吹き出しには「上場企業様及び社宅代行利用企業様は主入居者として、上記以外の企業様は連帯保証人としての契約となります。連帯保証人兼入居者の場合は両方にチェックしてください。連帯保証人は原則入居者様でお願いしております。」と記載されています。

主入居者欄。フリガナ、氏名、性別、続柄、生年月日 (西暦)、年齢、勤務先電話、勤務先携帯 ( ) などの入力欄。

入居者欄。フリガナ、氏名、性別、生年月日 (西暦)、勤務先・学校名、携帯電話番号 ( ) などの入力欄。赤い吹き出しには「入居される方全員の名前・連絡先等を記入してください。記入できない場合は備考に氏名、フリガナ、続柄、性別、生年月日等を記入してください。」と記載されています。

下記内容に同意のうえ、本書にて入居を申込します。

- 1 受付は、お申込企業のご入居予定者様、ご担当者様等において、太枠欄内すべてをご記入の上、送信ください。FAXにて到着順としますが、記入漏れが多いと受付できません。
2 連帯保証人様へは、連帯保証意思確認の連絡を行う場合がございますので、事前に承諾を得ておいてください。
3 お申込につきましては当社所定の審査がございます。お申込内容によりご希望にそわない場合や条件の一部変更をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
4 下記の場合はご入居(契約)できません。
5 下記の場合は入居希望日にご入居またはご契約いただけない場合がございます。
6 万一貸主都合でご入居(契約)できない場合において異議申し立てはできません。
7 本書は審査結果に関わらずご返却はできません。
8 「宅地建物取引業法35条」に基づき、重要事項説明を受けられる場合は、必ず仲介業者様より同条第1項第1号の本物件の「登記事項」の説明を受けてください。
9 【個人情報の取り扱いについて】
10 【個人情報の保護に関する明示・同意】
11 賃貸借契約が成立した時は、仲介手数料として賃料のヶ月分並びに別途消費税及び地方消費税相当額を仲介業者へ支払います。
12 下記の費用が借主に対して請求されることについて、あらかじめ同意します。

ルームクリーニング費用(原則退去時)の表。専有面積、金額 (2022年7月現在) の項目があり、50㎡以上は1万円(税別)と記載されています。

西暦 年 月 日、申込者 印 などの入力欄。赤い吹き出しには「ご記入要綱とご注意を必ずよく読み、署名捺印をお願い致します。」と記載されています。

必要書類欄。企業様、上場企業様、社宅代行利用企業様、主入居者様 などの入力欄。チェックボックスと併せて記載されています。

申込書は全ての項目をご記入ください。申込書の記入状況によってはお部屋止めできない場合がありますので、ご不明な点は必ず弊社までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

仲介業者様欄。会社名、支店名、TEL、FAX、責任者、担当者 などの入力欄。赤い吹き出しには「仲介業者様にてご記入ください。」と記載されています。

以下弊社使用欄。契約始期日、賃料発生日、決済期日、自治会費 ( ) などの入力欄。

# 賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために、特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

## 1. 保証委託料、保証内容及び保証限度額

保証委託料	ご契約のプランに従って、以下のプラン表記載の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただきます。 ※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただきます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。
保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場金、水道料、町(区)費、退去時の精算金など本契約書第4条記載の内容となります。
保証限度額	ご契約のプランに従って、以下のプラン表記載の保証限度額を上限として保証いたします。 ※お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃貸人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、店舗・事務所、駐車場に限り、保証会社は賃料等につき明渡請求訴訟提起時の滞納金額に加え月額賃料10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加します。

## 2. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払約定日を過ぎても賃料等をご入金されない場合、保証会社がお客様に代わり賃貸人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,700円及び別途消費税等をご請求させていただきます。

## 3. プラン表及び口座振替サービス利用料

プランNo.	1	2	3	4	5	6	7	
プラン名	毎年住居用	毎年店舗・事務所	毎年倉庫用	毎年住居学生用	初回のみ住居用	初回のみ駐車場	初回のみトラックルーム用	
保証限度額	24か月分相当額	6か月分相当額	6か月分相当額	24か月分相当額	24か月分相当額	12か月分相当額	6か月分相当額	
保証委託料	初回	40%	100%	100%	10,000円	100%	1,000円	1,000円
	継続	毎年10,000円	毎年10% (下限10,000円)	毎年10% (下限10,000円)	毎年10,000円	なし	なし	なし
口座振替サービスを利用する場合、右記の口座振替サービス利用料と毎月の賃料を自動引き落としによりお支払いいただけます。なお、振替不能の場合も口座振替サービス利用料は発生します。						口座振替サービス利用料	円+消費税	

※保証限度額及び保証委託料の算出基準は月額賃料とし、月額賃料とは本契約締結時の月額賃料を示す

## 4. 特約条項

<p>【保証内容別の保証限度額】※下記No.については上記プランNo.を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「修繕費」「ハウスクリーニング費用」「残置物撤去費用・ゴミ処理費用」：合わせて月額賃料の3か月分相当額</li> <li>※No.6については、「修繕費」「残置物撤去費用・ゴミ処理費用」：それぞれ月額賃料の1か月分相当額</li> <li>※No.3及びNo.7については、「残置物撤去費用・ゴミ処理費用」：月額賃料の1か月分相当額</li> <li>解約通知義務違反による違約金・損害金(※No.3及びNo.7を除く)：賃料等の2か月分相当額</li> <li>早期解約による違約金・損害金(※No.2、No.3及びNo.7を除く)：原契約締結後、1年未満の解約：月額賃料の2か月分相当額 原契約締結後、1年以上2年未満の解約：月額賃料の1か月分相当額 原契約締結後、2年以上経過後の解約：保証対象外</li> </ul> <p>【賃貸人による代位弁済請求手続について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>代位弁済請求手続に関する、賃貸人の保証会社に対する代位弁済請求書の提出期間について、「31日以内」を「60日以内」に変更する。</li> </ul> <p>【口座振替サービス利用料について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>甲は、選択したプランに応じ、下記の金額を毎月の賃料と共に、甲指定の預貯金口座から自動引落により支払う。 ※No.6、No.7：500円(別途消費税) ※それ以外：200円(別途消費税)</li> </ul> <p style="text-align: right;">以下余白</p> <p style="text-align: right;">A338-231</p> <p style="text-align: center;">※特約欄にあらかじめ印字されていない場合、又は手書きで文言を記載した場合、契約は有効に成立しないものとする</p>
--

## 5. 保証期間、中途解約及び解除事由

保証期間	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間についても本契約に基づき保証いたします。 保証会社は、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。
中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃貸人の書面による承諾を得て、保証会社に本契約の解約の申し出を行った場合は本契約を解約することができます。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃貸人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。</li> <li>②暴力団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織(以下「反社会的集団」という。)に属し又は関係者であることが判明したとき。</li> <li>③本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。</li> <li>④反社会的集団に属しあるいは関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。</li> <li>⑤お客様又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。</li> <li>⑥本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。</li> </ul>

## 6. 保証会社の商号、本社所在地及び連絡先、問い合わせ窓口

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(1)第16号 2017年12月21日登録		
本社所在地及び連絡先	【東京本社】東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840	【沖縄本社】沖縄県那覇市字天久905番地	TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00~18:00		
賃借人用			

賃貸借物件の表示物件	物件名					
	所在地					
	構造	階建	総戸数	戸		
	目的物件	階	面積	㎡(但し造作一式付)		
賃貸借契約条件	契約期間	から 迄の 2 年間とします。				
	賃料	[月額]		敷金		
	共益費	[月額]		礼金		
	*****	[月額]		更新料		
	*****	[月額]		*****		
	*****	[月額]		*****		
	*****	[月額]		*****		
	合計	[月額]				
	使用目的	住居としてのみ使用し、それ以外の用途に使用しません。				
	賃料等支払方法	銀行振込	毎月末日迄に翌月分	振込口座	三菱UFJ銀行 関西中央支店	セイワフウサンホショウ(カ) 生和不動産保証株式会社
連帯保証人の極度額	契約時の月額賃料等(同時契約の駐車場等含む)の24ヶ月相当分				0 円	
入居者	氏名	生年月日	続柄	氏名	生年月日	続柄
特約事項	<p>1. 乙は退去時の原状回復について、以下の費用を負担するものとする。</p> <p>① 乙及び入居者等の故意・過失による汚損・破損又は紛失等による修繕、原状回復費用及び取替え費用</p> <p>② 通常使用以外のクロス・襖・床材等のクリーニング又は張替えにかかる費用</p> <p>③ 退去時の専門業者によるルームクリーニング費用 1,000円/㎡(税別)。但し、喫煙時1,600円/㎡(税別)。</p> <p>2. 第16条第3項第1号から第4号に該当することが判明し、甲が本契約を解除した場合、乙は甲に対して本契約に定める賃料の6ヶ月分を違約金として支払うものとする。</p> <p>3. 甲は乙の従業員に限り入居者変更を認めるものとする。入居者変更の際、乙は甲に事前連絡をし、入居後は速やかに新入居者の住民票・顔写真を提出し、連絡先を甲に通知するものとする。尚、変更に関する手数料は掛からないものとする。</p> <p>4. 第5条の諸経費の負担については、乙又は乙の入居者が負担するものとする。</p> <p>5. 本契約開始日から1年未満に乙の都合により本契約を解約・終了しようとする場合、または乙の違約に基づいて本契約が解除された場合(本契約締結後、開始日前の解約・終了、解除を含む)、理由の如何を問わず乙は甲に対し違約金として賃料の1ヶ月分を明け渡しまたは解約日迄に支払うものとする。</p>					

各種事務手数料一覧(建物に付属しない施設も記載されています。)
契約名義変更 : 30,000円(税別)
駐車場新規契約 : 駐車料金1ヶ月分(税別) ※最低手数料10,000円(税別)
駐車場等区画変更 : 3,000円(税別) トランクルーム新規契約 : 2,000円(税別)
各種証明書発行 : 3,000円(税別)

確認	作成

重要事項説明及び本物件の登記事項について、仲介業者より説明を受け内容を確認しました。頭書の物件について賃貸借契約を次の通り締結し、その証として本契約書2通を作成し、甲乙丙署名捺印の上甲乙が各々1通を保有します。

枠内の該当箇所はすべてご記入ください。(代筆不可、シヤチハタ印不可) 年 月 日

貸主(甲)	住所		印	TEL	
	氏名				
借主(乙)	住所		印	勤務先名	
	氏名			勤務先電話番号( )	—
	メールアドレ	@		自宅電話番号( )	—
連帯保証人(丙)	住所		実印	携帯電話番号( )	—
	氏名			勤務先名	
	借主との続柄			勤務先電話番号( )	—
	メールアドレ	@		自宅電話番号( )	—
連帯保証人(丙)	住所		実印	携帯電話番号( )	—
	氏名			勤務先名	
	借主との続柄			勤務先電話番号( )	—
	メールアドレ	@		自宅電話番号( )	—
連帯保証人(丙)	住所		実印	携帯電話番号( )	—
	氏名			勤務先名	
	借主との続柄			勤務先電話番号( )	—
	メールアドレ	@		自宅電話番号( )	—
(丁)	建物所有者	住所			
		氏名			
仲介業者	事務所所在地		印	取扱店	
	会社名代表者			宅地建物取引士	登録番号
	免許証番号			担当者	

**第1条 (契約の締結)**  
 貸主（以下「甲」という。）および借主（以下「乙」という。）は建物所有者（以下「丁」という。）が所有する頭書記載の賃貸借の目的物件（以下「本物件」という。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

**第2条 (契約期間)**

本契約の契約期間は頭書に記載する通りとする。

**第3条 (使用目的)**

乙は、本物件を頭書の入居者欄に記載された者の居住のみを目的として使用し、住宅宿泊事業（民泊）・事務所等他の目的に使用してはならない。

2 本物件の共用部分については、乙および入居者は甲の指示に従い、他の入居者とこれを共用する。

**第4条 (賃料・共益費)**

乙は、賃料・共益費等（以下「月額賃料」という。）を、甲に対して頭書の記載に従って支払わなければならない。尚、支払いに要する各種手数料は乙の負担とする。

2 本契約が月の途中で締結された場合の月額賃料は締結月の実日数で計算した日割金額とし、本契約が月の途中で終了した場合は日割計算を行わず、乙は終了月の月額賃料の全額を甲に支払う。

3 将来、公租公課の増額、物価や本物件またはその敷地の価格の高騰、近隣の賃料の上昇等によって月額賃料が不相当となった場合には、甲は乙と協議の上、月額賃料の変更を行うことができる。

4 甲が月額賃料の集金代行を第三者に委託した場合は、その指示に従うものとする。

5 甲または、万一頭書の目的物件の面積と実測面積との間に差異があっても互いに異議をのべず、賃料等の減減を請求しないものとする。

6 乙は、乙から甲に支払った金員のうち、銀行振込および口座振替、クレジットカード決済によって支払った金員については領収書が発行されないことを、あらかじめ承諾するものとする。

**第5条 (諸経費の負担)**

本物件の専有部分で使用する水道、電気、ガス等の使用料は契約の始期から全額乙の負担とし、本物件明渡し時には、それらをすべて精算してから返去しなければならない。尚、乙が直接施設者と契約できない場合は、甲が乙に代わって契約を行うことができるものとし、その使用料は乙が負担するものとする。但し、頭書の賃貸借契約条件にその月額使用料が記載されているものは、乙がその費用を月額賃料と共に甲に支払うことにより、施設者との契約および納付に代えることができるものとする。

2 乙は頭書記載の自治会費を月額費用と共に甲に納付するものとし、複数月分を一括納付しなければならない場合（年払等）は、乙は対象期間の自治会費を一括して甲に支払うものとする。尚、対象期間満了前丁乙が本物件を退去した場合にも納付済の自治会費の返金は行わないものとする。

**第6条 (延滞損害金)**

乙は、月額賃料その他甲に対する債務の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から支払日まで年14.6％の割合による遅延損害金を付して支払わなければならない。

**第7条 (敷 金)**

乙は、賃料その他本契約から生じる一切の債務の担保として、頭書の記載に従って敷金を本契約締結時に甲に預託しなければならない。尚、預託された敷金には利息を付さないものとする。

2 乙は、敷金をもって月額賃料その他の債務と相殺または充当を主張することはできない。

3 乙は、敷金の返還請求権を第三者に譲渡、または担保に供することはできない。

4 甲は、乙が本契約に基づく債務を履行し、明渡し確認後、明渡し時の修繕義務に伴う費用負担についての協議の場合を除き、1か月以内に敷金を乙に返還しなければならない。

この場合、甲は月額賃料および乙の負担する修繕費用の未払い分、その他本契約に基づき乙が負担すべき債務のある場合には、敷金から差し引くことができる。

5 甲は、前項の定めにより敷金から乙の負担する債務を差し引く場合には、精算書により各債務額を明示することとする。

6 敷金（残金）の返還は、乙の指定する乙名義の金融機関口座への銀行振込を行うものとし、その振込手数料は、乙の負担とする。

**第8条 (礼 金)**

乙は本契約の締結時に、頭書の記載に従って礼金を一時金として甲に支払うものとする。尚、本契約の締結後は礼金の返還は行わない。

**第9条 (入居中の修繕義務と費用負担)**

本契約期間内における本物件の修繕については別紙「1.入居中の負担区分表」に従い行うものとする。

2 乙及び入居者の故意・過失に起因して本物件内において損害が生じた場合、速やかに甲に連絡の上、乙の費用負担にて修繕を行うものとする。

3 乙は、甲に対して、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を明示した書面の交付をもって事前に通知したうえで、甲から当該修繕について書面上に承諾を得たときは、自然的劣化により日常生活不可能となった場合の本体の修理・取替、本体自体の不良による修理・取替においても本物件の修理を使用するものとする。

4 修繕を必要とする原因が甲乙何れにあるかが不明の場合の費用負担については、あらかじめ甲が乙と協議するものとする。

5 甲が修繕を行う場合は、甲はあらかじめ乙に通知するものとし、乙は正当な理由がある場合を除き、甲が行う修繕について認容し協力する義務を負い、当該修繕の実施を拒否することはできない。

6 乙が甲による修繕を拒否した場合、乙はこれにより生じた損害について甲に賠償請求することはできず、また、修繕されていないことを理由に、甲への賃料等の支払を拒否することはできない。

7 乙は、本物件が修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに甲の指示に従わなければならない。この通知を怠り、または遅延したことによつて、本物件および建物等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならない。

8 乙は、建物の躯体に影響する大規模修繕、耐震工事、その他共用部に関する修繕権を有しない。

**第10条 (一部滅失等による賃料の減額等)**

本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであり、乙から賃料減額の請求があったときは、甲および乙は、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会の「貸室設備等の不具合による賃料減額ガイドライン」(右表参照)に準拠し、減額の程度・期間その他必要な事項について協議するものとする。

2 乙は、本物件に一部滅失その他の事由により使用できない部分を発見した場合には、直ちに甲に通知するものとし、この通知をしなかった場合には通知以前の賃料減額を主張し得ないものとする。

**第11条 (保証会社・信販会社の利用)**

乙が信販会社・保証会社を利用して本契約を締結する場合、本契約は乙と信販会社・保証会社との間の家賃等決済サービス・賃貸保証委託契約の成立が前提であるため、当該家賃等決済サービス・賃貸保証委託契約が終了ときは、甲は本契約を解除できるものとする。

**第12条 (甲への通知・届出事項)**

乙（入居者含む、以下この条から第17条まで同じ。）は、本物件に入居後、電話（携帯電話を含む）を設置したときは、速やかに甲に新しい電話番号を通知しなければならない。

2 乙は、氏名（名称）・住所（所在地）・電話番号・勤務先・勤務先所在地・緊急時の連絡先等入居時に届け出た事項に変更（出生・死亡を含む）があったとき、また入退去時における引越（予定）日時を、速やかに書面で甲に届け出るものとする。

3 乙が、本物件を1ヶ月以上の長期にわたって不在にするときは、あらかじめ甲に書面により届け出るものとする。

4 乙は、入居後2週間以内に、「入居時の物件状況確認リスト」を記入して甲に届け出なければならない。

**第13条 (善管注意義務等)**

乙は、本契約および入居管理規約等の定めに従わなければならない。

2 乙は、善良なる管理者としての注意義務をもって本物件を使用しなければならない。

3 乙が、故意・過失もしくは前項の注意義務に違反して甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該第三者のその損害を賠償しなければならない。

4 天災地震、火災、盗難、その他甲の責めに帰することできない事由によって被った乙の損害について

は、甲は一切の責めを負わない。

**第14条 (乙の損害保険加入の義務)**

乙は、入居時および本契約が存続中（更新後も含む）は、甲が指定する借家人賠償責任約款財団保険、またはこれと同種同等の損害保険に加入することをし、甲指定のもの以外を利用する場合はその契約内容を書面により甲に通知する。

2 保険金支払いの対象となる事故が発生した場合には、乙は速やかに保険金請求手続きを行わなければならない。

**第15条 (反社会的勢力の排除等)**

甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- 自らの役員（業務を執行する役員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を棄損する行為
- 乙は、本物件の使用にあたり次の行為をしてはならない。
  - 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
  - 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
  - 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
  - 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの通知催告も要せずして、本契約を解除することができる。
    - 第1項の確約に反する事実が判明したとき。
    - 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
    - 甲は、乙が第2項第1号から3号に掲げる行為を行った場合は、何らの通知催告も要せずして、本契約を解除することができる。

**第16条 (禁止・制限事項等)**

乙は、本物件の全部または一部について、転賃（同居、共同使用、一時的に本物件の全部または一部を営業行為で貸し出すこと）または使用賃借をなして第三者に使用させてはならない。

- 乙は、本物件の増築・改築・改造または敷地内における工作物の設置等を行うこと、または本物件の同一性を変え、もしくは現状の本質を変更する行為をしてはならない。
- 乙は、本物件の使用にあたり次の行為をしてはならない。
  - 銃砲・刀剣類・爆発物、発火性を有する危険な物品、有毒物の製造・持ち込み、保管すること。
  - 覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ(薬事法第2条第14項に規定する指定薬物)等、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすおそれがある物を製造、販売、使用、所持すること。
  - 第3条の使用目的に反する使用をすること。
  - 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点となること。
  - 理由の如何にかかわらず多人数での集会、宴会および寝泊りをすること。
  - 排水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある液体、物質等を流すこと。
  - ドア・壁等を叩くなどの大きな音をだす行為または大きな振動をおこす行為もしくは大声をだすこと、大音響、高音を発するのテレビ・ラジオ・ステレオ等の操作、楽器・カウチ等での演奏をする
  - ペットその他動物の持ち込み、飼育等すること(但し、ペットコラゲで甲の承諾を得て確認書を取り交わしたペットおよび法令に基づく補助犬を除く)。
  - 階段・廊下・共用部分・敷地に物を置くこと、専用的に使用または占拠すること、植栽をすること。
  - 中古品・廃棄物・その他物品類を持ち込みまたは私物により専有部分、ベランダ・階段・敷地・その他共用部分を一時的または長期にわたって集積状態にすること。
  - ① 受忍限度を超える騒音・異臭の発生その他環境、衛生を害すること。
  - ② 専有部分以外での喫煙(加熱式たばこ、電子たばこを含む)
  - ③ 受忍限度内の生活音などに対して過剰な苦情を言うこと。
  - ④ 玄関・ドア・ベランダ・その他共有部分等に所定以外の表札、名札等掲げること、または広告物(ポスター類を含む)を掲げること。
  - ⑤ 上階より物品、液体等を落とし、または流し、もしくは投げること。
  - ⑥ 公序良俗に反する行為、本物件の損害を与える行為、本物件の管理に支障を及ぼす行為、近隣の迷惑となる行為、もしくはそれらの恐れのある行為、その他本契約または使用規則等で禁止されている行為をなすこと。

- 乙は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
  - 本条第2項の定め に該当しない小規模な模様替え、改装等をおこなうこと。
  - 頭書に記載する入居者の変更、追加(出生、死亡を除く)をすること。
  - 賃借権の譲渡によって借主の変更を行うこと(契約名義を変更)。
  - 大型の金庫・ピアノ・その他名称の如何にかかわらず重量物を搬入または備え付けること。
  - 事由の如何にかかわらず、本契約における連帯保証人を追加または変更するとき
- 乙は、次の事項を遵守しなければならない。
  - 指定の保管場所以外に駐車、駐輪をしないこと(乙への訪問者を含む)。
  - 共用部分の美化に心がけ、ゴミ等の搬出についての地域ルールに従うこと。
  - 入居管理規則等で遵守が義務付けられている事項。

4 乙は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- 本条第2項の定め に該当しない小規模な模様替え、改装等をおこなうこと。
- 頭書に記載する入居者の変更、追加(出生、死亡を除く)をすること。
- 賃借権の譲渡によって借主の変更を行うこと(契約名義を変更)。
- 大型の金庫・ピアノ・その他名称の如何にかかわらず重量物を搬入または備え付けること。
- 事由の如何にかかわらず、本契約における連帯保証人を追加または変更するとき

- 乙は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
  - 本条第2項の定め に該当しない小規模な模様替え、改装等をおこなうこと。
  - 頭書に記載する入居者の変更、追加(出生、死亡を除く)をすること。
  - 賃借権の譲渡によって借主の変更を行うこと(契約名義を変更)。
  - 大型の金庫・ピアノ・その他名称の如何にかかわらず重量物を搬入または備え付けること。
  - 事由の如何にかかわらず、本契約における連帯保証人を追加または変更するとき
- 乙は、次の事項を遵守しなければならない。
  - 指定の保管場所以外に駐車、駐輪をしないこと(乙への訪問者を含む)。
  - 共用部分の美化に心がけ、ゴミ等の搬出についての地域ルールに従うこと。
  - 入居管理規則等で遵守が義務付けられている事項。

**第17条 (契約の解除)**

乙が次の各号の何れかに該当したときは、甲は通知催告の上、本契約を解除することができる。

- 賃料・共益費その他頭書記載の費用の支払を怠ったとき。
- 本契約書第9条に定める乙の負担となる費用の支払を怠ったとき。
- 乙が次の各号の何れかに該当したときは、甲は通知催告を要せずに本契約を解除できるものとする。
  - 入居申込書および本契約書上の虚偽記載その他不正な方法により入居したことが発覚したとき。
  - 甲が賃料等の支払を3か月以上怠り、または度々遅延し、甲の催告によってもその支払をしないとき。
  - 本契約書第12条第3項に定める甲への通知を怠り、1か月以上の長期にわたり所在不明になったとき。
  - 乙が、法人の場合、解散または破産・特別清算・競売・強制執行・民事再生等の申立てがあったとき、または申立てをしたとき。
  - 乙が犯罪行為を行ったとき。
  - 破壊・暴力活動を行う組織その他これらの組織または団体等への加入、構成員およびそれらの支配下にあると判明したとき。
  - 本物件等に前号の者や関係者を居住させ、出入りさせ、拠点・事務所などに使用し、または使用させたとき、および本物件等にそれらの名称、称号その他これに類するものを表示、掲示もしくは搬入したとき。
  - 本物件等および近隣において粗野、粗暴等の行為をなして、近隣者および他の入居者・管理者等に不快感・不安感を与えたとき。
  - 本契約書第3条の使用目的、第13条の善管注意義務等、第16条の禁止・制限事項等、第24条第7項の連帯保証人の追加・変更等の義務および別に定める入居管理規約等に違反したとき、その他乙が本契約に定める事項に違反し、または乙の義務を履行しないとき。
  - 第1項各号および前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができず、甲は同各号の定めに従い、本契約を解除することができる。
- 本条の適用によって乙に損害が発生しても、甲は一切その賠償の責めを負わないものとする。

**第18条 (解約の申し入れ)**

甲が正当事由を有することにより、契約期間中または期間満了時に本契約を解約・終了しようとする場合は、6ヶ月前述に乙に書面で申し入れなければならない。

2 乙が契約期間中または期間満了時に本契約を解約・終了しようとする場合は、必要事項を記載した書面を郵送しより解約日の1ヶ月前述に甲必着にて申し入れなければならない。この場合、解約日または期間満了により、本契約は解約・終了する。但し、申し入れの日の翌月末日迄の賃料等（賃料等相当額）を支払うことにより、1ヶ月の経過または期間満了前でも随時に本契約を解約・終了することができる。尚、文書の郵送し入れ(郵便・電話・FAX等)による解約申し入れは受け付けない。

3 前項の申し入れ(書面の到着日)から解約日または期間満了までの期間が1ヶ月に満たない場合、乙は

申し入れ日の翌月末日迄の賃料等（賃料等相当額）を甲に支払わなければならない。

4 第2項に記載の解約申し入れの撤回、取消、変更はできない。

**第19条 (更 新)**

甲と乙は、協議により本契約を更新することができる。乙は、更新しようとするときは甲の指定する期日迄に頭書に記載する更新料の支払いと更新に必要な書類の提出を行うものとする。

2 甲と乙との協議が期間満了までに整わなかった場合は、更新前と同一条件・同一期間にて更新されるものとし、以後も同様とする。この場合、乙は頭書に記載の更新料を直ちに甲に支払わなければならない。

**第20条 (契約の消滅)**

本物件が法令または公共事業施行のため取り壊し、天災地震や火災による損壊等で使用不能となった場合には本契約は効力を失う。この場合、乙は直ちに本物件を甲に明け渡すものとする。

**第21条 (明け渡しと原状回復)**

乙は明渡希望日を事前に甲に通知し、明渡日を協議した上、本契約の解約日迄に本物件を明け渡しなければならない。但し、第16条の規定により本契約が解除された場合においては、直ちに本物件を明け渡すものとする。

2 乙は、本契約が終了した場合、本物件を原状に復して甲に対して明け渡すものとする。尚、原状回復の内容及び乙の費用負担額は、明け渡し時に甲乙（その委託者、代理人等を含む）が立会の上、国土交通省の定める「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に準拠して協議・決定するものとし、原状回復工事は甲において行うものとする。

(別紙「2.原状回復の負担基準」「3.原状回復における経過年数と借主負担割合の考え方」参照)

3 乙は本物件の明け渡しに際しては本契約締結時に甲より貸与された本物件の各種鍵（キーヘッド等含む）、リモコン類、取扱説明書等を全て甲に返還するものとし、紛失物がある場合は乙の費用負担で弁済する。

4 乙が本契約の解約日迄に本物件の明け渡しを完了させない場合は、乙は遅滞期間に対して月額賃料の倍額に相当する明渡遅延損害金を甲に支払わなければならない。また、乙の明渡しの遅延によって甲が損害を被った場合には、乙は甲に別途その損害額を賠償しなければならない。

5 明渡し日以降に本物件および敷地内に残置物があるときは、乙はその所有権を放棄し、甲はこれを乙の負担において任意に処分できるものとし、乙はこれに異議を申立てない。

6 乙は甲の承諾を得て行った造作等であっても甲に対して買取請求をすることはできない。

**第22条 (有益費の償還、立退料等の要求禁止)**

乙は本物件の明け渡しに際し、甲に対して乙が支出した有益費の償還請求、および移転料、立退料、損害賠償等その名目の如何を問わず、一切の金員等を請求してはならない。

**第23条 (立ち入り)**

甲は本物件の維持・修繕・防犯等のため、あらかじめ乙の承諾を得て本物件に立ち入ることができる。また、乙は正当な理由がある場合を除いて、甲の立ち入り拒否をすることができない。

2 甲は火災（延焼防止を含む）、救命活動、その他緊急性を要する場合においては、事前に乙の承諾を得ることなく本物件内に立ち入ることができる。但し、この場合には必ず甲は速やかに乙に報告を行わなければならない。

**第24条 (連帯保証人)**

連帯保証人（以下「丙」という）は、乙と連帯して本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担しなければならない。

2 丙は、本契約が法定更新された場合はもちろん、丙が契約当事者とならずに本契約が合意更新された場合でも、本契約が終了し本物件が完全に明け渡され、かつ乙の債務が完済されるまで、この甲に対する債務を免れることはできない。

- 第1項および第2項の丙の負担は、頭書に記載する極度額を限度とする。
- 丙が負担する債務の元金は、乙または乙が死亡したときに、確定するものとする。
- 乙および丙は、本契約締結時の丙の住所・電話番号（携帯電話を含む）・職業（丙が法人の場合は代表者の変更、定款の変更、資本構成等の重要事項の変更を含む）等に変更があったときは、速やかに書面で甲に届け出なければならない。
- 乙または丙は、丙が死亡等・破産・成年後見制度による措置がとられた場合、無資力または所在不明その他の事由により連帯保証の責めを果たし得ない状況になった場合には、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 前項の場合および連帯保証人を甲が適格でないと認めたときは、乙は速やかに甲の承諾する連帯保証人を追加、変更もしくは新たな連帯保証人を立てなければならない。
- 丙が甲に対し、身分証明書を提示して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無およびその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べない。
- 丙に対する債務の履行請求がなされた場合、当該履行請求の効力は、乙にも及ぶものとする。

**第25条 (乙から連帯保証人への委任)**

乙は、丙に対し、本契約の解除、解除に伴う本物件の明渡し、残置物の処理およびこれに付随する一切の行為を委任する。ただし、上記委任による丙への代理権の授与は、次の各号の何れかに該当した場合に限り、効力を生ずるものとする。

- 乙が賃料等の支払いを3か月以上怠り、または度々遅延し、甲の催告によってもその支払いをしないとき。この場合、乙に代わって丙から甲へ賃料等相当額の立替払いがあった場合でも、本号との関係においては乙の甲への賃料等の不払いは継続しているものとみなす。
- 乙が死亡または破産その他の事由により、本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
- 乙は、本契約が存続（更新を含む）する限り、前項の委任を解約することにはできない。
- 乙は、丙が第1項に基づいて代理権を行使したことについて、丙・甲または関係者に対して、不服の申し立てまたは損害賠償その他の請求はできないものとする。

**第26条 (管理の委託)**

甲は自己に代わって本契約に基づく乙および丙との連絡事務、建物の管理等を行う為、管理会社等を選任することができる。

2 甲は前項に規定する管理会社等を選任した場合は、直ちに乙および丙に通知しなければならないものとし、乙および丙は前項により甲から通知を受けた場合は、原則として甲に対する一切の手続きを管理会社等に対して行わなければならない。

**第27条 (通知の送達)**

本契約上において発信する通知は、乙および丙が本契約上または書面により甲に届出た住所地宛に為すことを持つて足り、乙および丙の不在等の事由により通知が到着しなかった場合には、本件通知の到着すべかりし時期に到着したものとみなす。

**第28条 (守秘義務および個人情報の保護)**

甲、乙（入居者含む、以下この条において同じ。）および丙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく漏らし、または盗用してはならない。

2 甲、乙および丙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報の適正な保護と取り扱いをしなければならない。

3 甲、乙および丙は、前項に定めるところにより事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ひ、または個人データを第三者に提供してはならない。

ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- 法令に基づく場合。
- 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 建物所有者の丁に対して管理報告(契約状況報告・入金状況報告等)を行う場合。
- 自治会費等の納付時に、所轄自治会より内訳詳細を求められた場合。
- 甲のグループ・企業、および甲または甲のグループ企業が機密保持契約を締結している協力・提携企業

に賃貸借業務(付随業務を含む)を要する場合、またはその要請に基づく場合。

4 甲または甲の管理会社等が、乙または丙に連絡等をしようとする場合、その必要に応じて、乙または丙の携帯電話等へのメール送信またはショートメッセージサービス(SMS)を利用して連絡することをあらかじめ乙および丙は承諾する。

**第29条 (抵当権・根抵当権の設定)**

乙は、本物件引渡前に本物件に(根)抵当権が設定されている場合において次の事項をあらかじめ確認する。

- (根)抵当権に基づく不動産売却がなされたときは買受人に敷金が引き継がれないこと。
- 競売による所有権移転後、乙は6ヶ月以内に本物件から退去しなければならない。かつ、退去するまでの間は買受人に賃料等相当額を支払わなければならないこと。
- 乙は、本物件が(根)抵当権に基づく不動産競売により競売落され、乙は本物件の買受人に対し本契約に基づく賃借権を対抗できない場合でも、甲に対して損害賠償を請求することはできない。

**第30条 (紛争防止および解決方法)**

甲および乙（入居者含む、以下この条において同じ。）は、本物件について、乙が本物件の他の入居者との快適な共同生活を各自維持するために、相互に協力するものとする。

2 甲および乙は、次の事項を確認する

①本物件あるいは本物件以外の部分(他の住戸、共用部分を含む)に関する第三者の利用方法等について、生活上の支障・騒音・振動等に対し、甲は解決すべき責任を負うのではないこと。

3 乙は、次の各号に定める行為を行わないことを約束する。

- 点検・清掃および修繕等に関する管理上ならびに警備上必要な措置を妨害すること。
- 点検・清掃および修繕等に関する管理上ならびに警備上必要な措置により生じる生活上の支障・騒音・振動等に対して、迷惑料・損害賠償・賃料の増減その他名目の如何にかかわらず、一切の金員を請求すること。
- 第三者の利用方法等について、生活上の支障・騒音・振動等に対し、甲に対して、これら第三者の行為に対する迷惑料・損害賠償・賃料等の減額等、その名目の如何にかかわらず、一切の金員を請求すること。
- 第三者の利用方法等について、生活上の支障・騒音・振動等に関し、甲をして当該第三者に対して問題と行為を制止するよう求めること。
- 乙は、乙と他の入居者または近隣住民が、本物件および共用部分の利用方法について紛争となった場合、本建物を利用する者同士として相互の立場を尊重し、互譲しううえで誠意をもって自主的に解決するよう努めなければならない。

**第31条 (地位の継承)**

甲と丁の建物一括賃貸借契約が終了した場合において、乙および丙は甲がこの契約に基づく貸主の地位を表記の所有者またはその賃借人に承継させたときは、甲の家賃債権・共益費債権・敷金返還義務・その他この契約に基づく甲への債権債務のすべてを表記の所有者またはその賃借人に承継されることをあらかじめ承諾する。

2 前項の場合において、甲は乙および丙に対し直ちに通知するものとする。

**第32条 (協議)**

甲および乙は本契約に定めなき事項または本契約書の各項の解釈に疑義が生じたときは、関連法規ならびに慣習に従って誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

**第33条 (本契約に関する紛争)**

本契約に関して、甲乙互相間で紛争が生じた場合には甲の所在地(居住地)の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするをあらかじめ合意する。

2 乙は本物件、本契約の内容等に関し、甲に対しての団体交渉および弁護士以外の代理人による交渉は行わないものとする。

**第34条 (特約事項)**

## 医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限に関するお知らせ

2020年に健康保険法等の一部が改正され、保険証番号および被保険者等記号・番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業またはこれに関する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられております。

このため、弊社管理物件への申込時の本人確認を目的とする医療保険の被保険者番号等記号・番号の取り扱いに関しましては、下記の通りとなりますので、ご案内申し上げます。

お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

### ①対象となる被保険者証

- ・健康保険被保険者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・船員保険被保険者証
- ・国家公務員共済組合組合員証
- ・地方公務員共済組合組合員証
- ・私立学校教職員共済制度加入者証
- ・介護保険被保険者証(こちらは「告知要求制限」規定外ですが、統一的運用のため対象とさせていただきます)

### ②被保険者証の写し送付時の注意点

各医療保険の被保険者等記号・番号等に油性ペン等でマスキングを施し、送信くださるようご協力お願いいたします

<参考例>

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00111
	平成26年6月25日交付	
	記号	番号
氏名	キョウカイ 如ウ 協会 太郎	
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	〇〇 株式会社	
保険者番号		
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	
		印

マスキング